

# 小松パブリック「友の会 会則」

「友の会」ご入会をお申しいただいた場合は、下記会則をご了解いただいたものといたします。

## 第1条 (名称)

当会の名称は「小松パブリック友の会」と称します。

## 第2条 (目的)

スポーツとしてのゴルフを通じて健康保持を図る一方、会員相互の親睦、技術の向上、エチケット・マナーの習得を図り、健全なゴルフの普及に努めることを目的とします。

## 第3条 (運営と事務局)

当会は小松パブリックが運営し、事務局は小松パブリック内に置きます。

## 第4条 (年会費)

当会への入会に際しては、2015年度の年会費をお支払いしていただきます。

## 第5条 (会員証)

当会は会員証(メンバーズカード)を発行いたします。この会員証は他人への譲渡及び貸与は認めません。又、会員証を紛失又は毀損された場合は、速やかにご連絡いただくとともに、再発行の手続きをして下さい。

(再発行手数料330円が必要です)

## 第6条 (会員証の提示)

当会の会員は、「友の会」発行の会員証をプレー当日に、フロントに提示することで、「友の会」優待料金が適用されます。

## 第7条 (クラブ競技)

当会の会員は、クラブ競技に参加することができます。参加者は小松パブリックにてPGS会員登録を行い、JGA/USGAハンディキャップインデックスを取得して下さい。なお、登録には別途PGS会員登録料2,000円(税別)が必要です。(毎年4月1日より翌年3月31日迄1年間有効)

## 第8条 (会員資格の剥奪)

当会の会員は次のいずれかに該当した場合、会員資格を一時停止、又は脱会していただく事があります。

- ① 当会の名誉を毀損し、公序良俗に反した行為があった場合。
- ② 暴力団員あるいは暴力団関係者と判断される場合、又、当ゴルフ場の利用約款に違反した場合。(裏面記載)
- ③ その他小松パブリック友の会会員として、相応しくないと判断される時。

## 第9条 (会則の改定)

本会則の変更は本会事務局が決定します。変更する場合は掲示をもって周知し、改定日より適用します。

## 第10条 (付則)

- ① 会員資格(有効期間)は2016年2月末日までとします。
- ② 既納の年会費はいかなる場合でも返還はいたしかねます。(但し、定員に達した場合を除く)
- ③ 当ゴルフ場では、皆様がゴルフを和やかに楽しんでいただく事を最優先に考えておりますので、過去に会則又は利用約款に違反された方は、ご入会をお断りする場合がございます。
- ④ 住所・氏名など届出内容に変更がある場合は、速やかに当ゴルフ場に届出下さい。

# 小松パブリック利用約款

## (約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、エチケット・マナーを十分にわきまえられ、本約款に従って下さい。

## (利用契約成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーをしようとする方は、所定の申込みをされた方が、当日フロントにおいて所定の用紙に署名し、これをもって、当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引受けすることになります。

## (利用者の申込み)

第3条 利用の申込みはプレー日の2ヶ月前（3組以上は3ヶ月前）より電話、メールもしくはフロントにて直接お受けいたします。

## (利用の拒否)

第4条 当ゴルフ場は、次に該当する場合は利用をお断りすることがあります。

- (1) 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- (2) 申込代表者が変更になったとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員あるいは暴力団に関係していると判断される者。
- (5) その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくないと認められる事由があるとき。

## (プレー継続の拒否)

第5条 当ゴルフ場は、利用者がプレー中に次に該当する場合は以後のプレーをお断りすることがあります。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為があったとき。
- (2) 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- (3) 天災その他やむを得ない事情によりプレーの継続ができないとき。
- (4) その他本約款に違反したとき。

## (金銭その他の貴重品)

第6条 金銭その他の貴重品については、原則としてフロントではお預かりいたしません。別に備え付けの貴重品ロッカーをご利用下さい。

## (携帯品・自動車)

第7条 携帯品の紛失や駐車場等での自動車事故等については、当ゴルフ場は責任を負いません。利用者の所持品は総て利用者の自己管理となっております。

## (プレーヤーエチケット・マナーの厳守と危険防止の責任)

第8条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、自己の責任で危険防止に配慮してプレーして下さい。

## (ティーインググラウンド周辺における素振りの禁止)

第9条 素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。又、打者以外はティーインググラウンドに立ち入らないで下さい。

## (飛距離の確認)

第10条 後続組の打者は、自己の飛距離を自分で判断して先行組には絶対に打ち込まないで下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第11条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(退避及び退避所)

第12条 先行組のプレーヤーは、後続組に先に打たせる場合には、後続組のプレーヤーが打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第13条 ホール・アウトしたときは、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第14条 雷鳴があり、危険と思われる場合には、直ちにプレーを中止し、避雷小屋等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第15条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定場所以外では厳禁します。所定の場所では、マッチの燃えがら、煙草の吸いがら等はよく消して必ず灰皿に入れて下さい。

(プレー終了後のクラブの確認)

第16条 利用者は、プレーを終了したときは、直ちに自己の責任においてクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。

(違反の場合の責任)

第17条 当ゴルフ場は、利用者が本約款に違反し、他人に傷害等を与え又は自ら傷害等の被害を受けた場合、一切の損害賠償等の責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第18条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(禁止の持ち込み品)

第19条 施設内に、下記のものを持ち込むことはお断りいたします。

- (1) 動物のペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刀剣類
- (4) 発火、爆発のおそれがあるもの
- (5) 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第20条 施設内で、下記の行為はお断りいたします。

- (1) とばく、その他風紀をみだす行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為（特に許可する場合を除く。）
- (3) 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く。）
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

(カート利用)

第21条 カート利用は、係員の指示に従うとともに、掲示の注意事項、並びにカート利用約款を厳守して下さい。